

税制改正により平成28年度以降の軽自動車税の税率が変更されます

1. 原動機付自転車及び二輪車等

| 種 別 | | 平成27年度まで | 平成28年度から |
|----------|----------------------------|----------|----------|
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 1,000 円 | 2,000 円 |
| | 50cc超～90cc以下 | 1,200 円 | 2,000 円 |
| | 90cc超～125cc以下 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| | ミニカー (20cc超～50cc以下、車室有) | 2,500 円 | 3,700 円 |
| 二輪の軽自動車 | 125cc超～250cc以下 (側車付含む) | 2,400 円 | 3,600 円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 4,000 円 | 6,000 円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 1,600 円 | 2,400 円 |
| | その他のもの | 4,700 円 | 5,900 円 |
| 軽自動車 | 雪上車 | 2,400 円 | 3,600 円 |

2. 三輪及び四輪以上の軽自動車

自動車の最初の新規検査(※)の日に応じていずれかの税率が適用となります。

※最初の新規検査＝自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されている年月または年

| 種 別 | | ①旧税率適用 | ②新税率適用 | ③重課税率適用 |
|----------------|-----|---------|---------|----------|
| 軽自動車(三輪) | | 3,100 円 | 3,900 円 | 4,600 円 |
| 軽自動車 (四輪以上) | 乗用 | 営業用 | 5,500 円 | 6,900 円 |
| | | 自家用 | 7,200 円 | 10,800 円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 3,000 円 | 3,800 円 |
| | | 自家用 | 4,000 円 | 5,000 円 |

①旧税率 …… 平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両に適用

②新税率 …… 平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両に適用

③重課税率 …… 最初の新規検査から13年を経過した車両(一部車両を除く)に対して平成28年度から適用

3. グリーン化特例(軽課) ※平成28年度課税のみ

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車のうち、排出ガス性能及び燃費の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分に限り、税率が軽減されます。

| 種 別 | | (ア) | (イ) | (ウ) |
|----------------|-----|---------|---------|---------|
| 三輪のもの | | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 |
| 軽自動車 (四輪以上) | 乗用 | 営業用 | 1,800 円 | 3,500 円 |
| | | 自家用 | 2,700 円 | 5,400 円 |
| | 貨物用 | 営業用 | 1,000 円 | 1,900 円 |
| | | 自家用 | 1,300 円 | 2,500 円 |

(ア) 電気自動車及び天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成32年度燃費基準 +20%達成
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準 +35%達成

(ウ) 乗用 平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成32年度燃費基準 達成車
貨物用 平成17年排出ガス基準75%低減達成車かつ平成27年度燃費基準 +15%達成

※(イ)(ウ)については、揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

<問合せ先> 東通村役場税務住民課 税政グループ ☎ 0175-27-2111